

2020年6月15日

# 株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号

株式  
会社 **プロスペクト**  
代表取締役社長 岡 勝

## 第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内（3頁）の通り、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権を行使いただくことができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月29日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目10番9号  
更生保護会館 4階会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本定時株主総会においては議決権行使書若しくはインターネット等による議決権行使を推奨しております。なお、本定時株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、会場内でのマスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、感染リスク低減のため入場制限を行わせていただく場合も想定されますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

### 3. 株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 第119期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第119期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

##### 第1号議案

剰余金の処分の件

##### 第2号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案の議案については賛成、株主提案の議案については反対の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合には、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会開催日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正する必要がある場合は、インターネットウェブサイト(<http://www.prospectjapan.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2020年6月29日（月曜日）午後6時までにご行使ください。

### （インターネットによる議決権行使）

#### （１）「スマート行使」による方法

- ①同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力不要です）。
- ②「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。  
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記（２）の方法により再度ご行使いただく必要があります。

#### （２）議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- ①当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ②議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ③パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- ④パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

### （郵送による議決権行使）

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

### お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】  
フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9：00～21：00）

(添付書類)

## 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、第4四半期から大幅に下押しされており、厳しい状況にあります。先行きについては、ウイルスの終息時期が不明なこともあり、感染症の影響により当面の間は厳しい状況が想定され、国内外の経済をさらに下振れさせるリスクが懸念されております。同時に消費税率引上げ後の消費者マインドの動向なども、依然として不透明な状態が続いております。首都圏分譲マンション市場におきましては、低金利や住宅支援策が継続されているものの、先行き不安からの買い控え並びに外出自粛要請によるマンションギャラリー見学者の減少等から、来期事業計画にも影響を与えかねない状況です。

当社グループにおきましては、「Challenge & Ambition」(挑戦と志し)をフィロソフィーに掲げ、長期的な視点から将来の可能性を展望し、新たな価値の創造と極大化に挑戦、全てのステークホルダーにベネフィットをもたらす戦略を追求してきました。その理念のもとマンション分譲事業においては従来からの個別分譲のほか、一棟売却による販売手法を実行しました。太陽光発電事業につきましては、開発期間を経て各プロジェクトが稼働しキャッシュ・フローに寄与しております。また、当初の事業計画通りに当社最大規模となる成田神崎PJ(24MWh)が竣工する一方、利益最大化のタイミングで太陽光発電所を売却することにより、開発利益を実現する等、堅調に推移しております。バイオマス発電関連事業につきましては、2020年2月にロシアの木質ペレット製造工場の主要設備が完成し、3月には最短12年間の長期供給契約を締結しました。

また当連結会計年度においては、前連結会計年度の主な赤字要因となった海外子会社であるプロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッドの解散及び清算に着手し、株式運用業務としてのアセットマネジメント事業から撤退しました。また、同社が保有していた有価証券のうち2銘柄については公開買付応募及び市場での売却により適切に処分を進めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は67億31百万円(前連結会計年度は63億25百万円)、営業損失は12億81百万円(前連結会計年度は66億53百万円の営業損失)、経常損失は4億35百万円(前連結会計年度は67億80百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は2億37百万円(前連結会計年度は84億

45百万円の親会社株主に帰属する当期純損失) となりました。

なお当社グループでは、マンション分譲等の国内での不動産販売事業の他、再生可能エネルギー事業及び海外における不動産関連事業への取組みも主要な事業ポートフォリオとしておりますが、これら事業への取組形態から、その損益は売上高ではなく営業外収益又は営業外費用或いは特別利益又は特別損失として計上されるものがあります。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 2018年4月1日から 2019年3月31日まで		当連結会計年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	
	金額	構成比	金額	構成比
	千円	%	千円	%
不動産販売事業				
マンション分譲	3,829,005	60.5	2,602,299	38.7
土地建物	—	—	1,967,276	29.2
注文住宅	2,098,035	33.2	2,044,884	30.4
アセットマネジメント事業	△5,885,859	△93.0	△1,010,646	△15.0
建設事業	6,226,073	98.4	—	—
再生可能エネルギー事業	569,504	9.0	1,099,475	16.3
計	6,836,759	108.1	6,703,288	99.6
その他	45,333	0.7	19,751	0.3
セグメント間取引消去	△556,527	△8.8	8,373	0.1
合計	6,325,565	100.0	6,731,412	100.0

#### (不動産販売事業 マンション分譲)

主に首都圏において自社開発マンション「グローバルマンション」の建設分譲を行っております。

当連結会計年度においては、「ザ・グローバル 石神井公園」(全21戸)をはじめ、「グローバルマンション」3棟、70戸を竣工いたしました(前連結会計年度は3棟、111戸の竣工)。

販売状況につきましては、当連結会計年度において45戸、20億16百万円の新規契約(前連結会計年度は103戸、42億71百万円)を行うとともに、前期契約分を含め56戸を引渡し、売上高は26億2百万円、セグメント利益は20百万円を計上しております(前連結会計年度は96戸、38億29百万円の売上高、3億21百万円のセグメント利益)。

#### (不動産販売事業 土地建物)

宅地及び戸建住宅の販売や建物の一棟販売等を行っております。

販売状況につきましては、当連結会計年度において区分所有マンションのリノベーション再販1戸(専有面積176.58㎡)2億12百万円の新規契約(前連結会計年度はマンション一棟(全37戸、総専有面積1,508.01㎡)19億50百万円)を行う

とともに、売上高は19億67百万円、セグメント利益は3億68百万円を計上しております（前連結会計年度の販売実績はありません）。

（不動産販売事業 注文住宅）

山形県を主な事業エリアとして、戸建住宅の建築請負やリフォーム工事等を行っております。

販売状況につきましては、当連結会計年度において47棟、12億76百万円の新規契約（前連結会計年度は78棟、21億4百万円）を行うとともに、前期契約分を含め65棟を引渡し、売上高は20億44百万円、セグメント利益は71百万円を計上しております（前連結会計年度は58棟、20億98百万円の売上高、69百万円のセグメント利益）。（リフォーム等を含む。）

（アセットマネジメント事業）

日本株式の運用及び調査業務、不動産投資助言代理業務及び不動産投資を行っております。

販売状況につきましては、当連結会計年度において売上高は△10億10百万円、セグメント損失は11億73百万円を計上しております（前連結会計年度は△58億85百万円の売上高、61億56百万円のセグメント損失）。

なお当社グループは、当連結会計年度において、株式運用業務としてのアセットマネジメント事業から撤退しております。

（再生可能エネルギー事業）

太陽光発電による電気の販売及び発電所の開発、バイオマス発電関連事業等を行っております。

販売状況につきましては、当連結会計年度において売上高は10億99百万円、セグメント利益は2億91百万円を計上しております（前連結会計年度は5億69百万円の売上高、65百万円のセグメント利益）。

（その他）

不動産賃貸事業が主であり、当社が所有しているマンション等を賃貸しております。

販売状況につきましては、当連結会計年度において売上高は19百万円、セグメント利益は8百万円を計上しております（前連結会計年度は45百万円の売上高、16百万円のセグメント利益）。

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は35億6百万円であり、その主なものは当社グループが保有する再生可能エネルギー事業への設備投資であります。

## （3）資金調達状況

当連結会計年度中に、主に再生可能エネルギー事業の太陽光発電設備設置等資金として、総額32億84百万円の資金調達を行いました。

#### (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社子会社のプロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッドは、2019年9月26日付で、同社が保有する当社の第3回新株予約権の全部をプロスペクト・アセット・マネージメント・インクに譲渡しております。

#### (5) 対処すべき課題

当社は、前連結会計年度において多額の損失を計上したため、無配とせざるを得ませんでした。そのため、当社の喫緊の課題は速やかな業績回復により市場の評価を取り戻し、復配並びに株価回復を実現することが当連結会計年度の課題でした。当社の強みである人材の多様性を活かし、あらゆるビジネスチャンスにチャレンジしていく一方、健全堅実な経営を行いながら、市場環境の変化にも負けない財務体質を維持し、業績の回復を目指してまいりました。その結果、当連結会計年度の最終損益は黒字転換して、復配をさせて頂く運びとなりました。

当社グループは、「Challenge & Ambition」（挑戦と志し）の経営理念のもと、持続的な成長と持続可能な社会の実現に向け、新たな価値の創造に挑戦し続けるための具体的な中期経営計画として「Strategy & Action」を策定いたしました。目下のところ、変化の著しい経済情勢にあって、当社は長期的な視点で環境変化に対応できる事業ポートフォリオの構築を目指してきました。しかし、当社を取り巻く環境はわれわれの予測を超え、加速度を増して変化し続けております。このような環境のもと、「Strategy & Action」において今後の成長ドライバーとして、グローバルな「再生可能エネルギー事業」を中核事業に据え、従来からのマンション分譲事業は周辺業域を加えた「不動産事業」として一新することを目指すことを明示致しました。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により国内経済が落ち込むなか、ウイルスの終息時期が不明なこともあり、当社事業に与える影響も大きくなるものと予想されます。

それらを踏まえて、中期経営計画を達成するための施策は次のとおりであります。

##### ① 当社本体における施策

ア. 従来の首都圏マンション分譲事業におきましては、用地取得競争は激化し建築コストも高止まりにて推移していることから、採算を確保することが容易でない状況は依然として続いております。また新型コロナウイルスの感染拡大により、今後も営業活動が事実上困難な環境が継続する場合、当該事業の業績に多大な影響を及ぼすことも想定されるため、個別分譲ではなく一棟売却による販売手法の構築を推進してまいります。

また事業構造そのものを、より収益の高い事業にするため、マンション分譲専業から脱却して、不動産デベロッパーとしての事業領域を拡げることとしました。今後も需要動向に注視して時代の要請に応じた商品分野への参入を開拓するとともに、新たな事業手法の確立や他社との協業を積極的に推進してまいります。

イ、海外不動産事業につきましては、海外子会社を通じて米国ハワイ州における不動産開発事業に係る資金供給及び戸建分譲プロジェクトなどを行っておりますが、後者につきましては事業環境を反映して評価の見直しを実施いたしました。今後、適切に評価を行うと同時に、所管部所における管理を一層強化し、現地関係者と連携してリスク管理をまいります。

ウ、国内における再生可能エネルギー事業につきましては、全国で太陽光発電事業を進めております。当連結会計年度中には売電開始済プロジェクトが11箇所となり、売電収入も大幅に増加しました。2020年3月には、開発利益の獲得と将来キャッシュ・フローの最大化のために、最適なタイミングで5箇所のプロジェクトを売却しております。また、太陽光発電業界の先行きにつきましてはFIT価格の低下を要因として、新規案件に係るビジネスチャンスは縮小しつつあるとされておりますが、当社としましては採算の見込める案件や、セカンダリー・マーケットも含めて新規案件の取り組みにも注力しております。

エ、海外における再生可能エネルギー事業につきましては、ロシアのパートナーとともにバイオマス発電関連事業を進めております。2018年5月に着工した木質ペレット製造工場は2020年2月に主要設備が完成し、同年3月には長期供給契約を締結しており、2021年3月期中には供給開始を予定しております。また、現在進めている工場の製造能力を拡大するプランも具体化しつつあります。更に、海外における再生可能エネルギー関連事業には、依然大きなビジネスチャンスがあるものと考えているため、新規の案件についても積極的に検討する方針のもと、海外におけるバイオマス発電関連事業の推進を企図して、一部出資なども行っております。その一方で、新型コロナウイルスの感染拡大を要因とする市場環境の変化は全世界に拡がりつつあるため、国内同様、それらの影響を引続き注視してまいります。また、これらの事業は将来的な成長余地の大きい事業であると考えておりますが、新規事業であることに加え海外案件であるため、より高度なリスク管理が必要であります。そのため、事業採択の段階はもとより、法務・会計・税務・金融等各分野の専門家の知見をもとに、適切かつ積極的に事業展開を進めてまいります。

オ、プロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッドの解散に伴い、当社が保有していた有価証券はすべて当社に移管し、そのうち2銘柄についてはすでに売却しております。残存する国内銘柄については、適宜適切に処分を検討してまいります。

## ② グループ会社における施策

ア、注文住宅事業については、株式会社ササキハウス本来の強みである高气密・高断熱の二世帯住宅の受注強化を図るとともに、山形のエリア特性を活かした商品開発などにより収益力の向上を目指してまいります。



イ. 前述のとおり、会社型投資ファンドでありましたプロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッドは2019年5月に解散を決議し、同年12月には清算完了しております。

ウ. プロスペクト・アセット・マネージメント・インクは、日本株式投資を行う証券投資顧問業務をコアビジネスとしておりましたが、アセットマネジメント事業の撤退により、ハワイにおける不動産の調査・投資・管理に業態を変更しております。今後は当社の海外事業部門と連携を深め、新規プロジェクトを推進してまいります。

### ③ グループ全体における施策

当社グループは前連結会計年度において、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。当社グループは本件を真摯に受け止め、再発防止として国内外の税務会計や海外事業案件に長けたアドバイザーを選任し適切な人材を配置するとともに、既存担当者のスキルアップを図り、諸問題の発生に対して迅速に対応できる組織づくりなど内部管理体制の強化を継続中であります。さらに、ガバナンス体制強化のため、機関設計を監査等委員会設置会社へ移行し、公認会計士資格を有する取締役2名を招聘し、会計及び税務に係る適正性の確保を特に強化した結果、その効果を十分に発揮しつつあります。

今後につきましては体制強化と並行して、実効性の高い内部統制システムを構築及び運用するとともに、新たに策定した中期経営計画に基づいて、経営の持続性を強化し、多様な人材を活用して事業の収益性を効果的に向上できるよう、グループ一丸となって計画達成並びに企業価値上昇に全力で取り組んでまいります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第116期 2017年3月期	第117期 2018年3月期	第118期 2019年3月期	第119期 2020年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	14,143,071	11,688,717	6,325,565	6,731,412
営業損失(△)	△43,869	△1,543,756	△6,653,531	△1,281,138
経常利益又は 経常損失(△)	516,457	△1,098,369	△6,780,119	△435,457
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)	213,029	1,483,797	△8,445,890	237,773
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	1円25銭	4円46銭	△19円05銭	0円54銭
総 資 産	27,432,530	40,541,850	31,754,801	29,764,089
純 資 産	12,213,875	25,218,682	16,738,698	15,369,336
1株当たり純資産額	66円15銭	59円89銭	36円23銭	33円40銭

(注)1. 第116期、第117期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は期中平均株式数により、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第116期 2017年3月期	第117期 2018年3月期	第118期 2019年3月期	第119期 2020年3月期 (当事業年度)
売 上 高	6,565,701	5,103,662	3,985,512	4,605,905
営業損失(△)	△96,371	△1,123,672	△751,798	△508,123
経常利益又は 経常損失(△)	643,691	△299,823	△1,522,751	1,505,300
当期純利益又は 当期純損失(△)	394,712	△335,877	△8,190,696	1,348,986
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	2円32銭	△1円01銭	△18円47銭	3円04銭
総 資 産	15,371,051	32,799,237	21,221,254	20,045,361
純 資 産	11,217,495	25,396,621	16,018,975	15,609,847
1株当たり純資産額	61円48銭	56円98銭	34円50銭	33円62銭

(注)1. 第116期、第117期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は期中平均株式数により、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。

(7) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

当社グループは、以下の内容を主な事業としております。

①不動産販売事業 マンション分譲

主に首都圏において自社開発マンション「グローバルマンション」の建設分譲を行っております。

②不動産販売事業 土地建物

宅地及び戸建住宅の販売や建物の一棟販売等を行っております。

③不動産販売事業 注文住宅

山形県を主な事業エリアとして、戸建住宅の建築請負やリフォーム工事等を行っております。

④アセットマネジメント事業

日本株式の運用及び調査業務、不動産投資助言代理業務及び不動産投資を行っております。

⑤再生可能エネルギー事業

太陽光発電による電気の販売及び発電所の開発、バイオマス発電関連事業等を行っております。

(8) 主要な事業所(2020年3月31日現在)

(当社)

本社 東京都渋谷区

(子会社)

株式会社ササキハウス

本社 山形県山形市

プロスペクト・アセット・マネージメント・インク

本社 米国ハワイ州

株式会社プロスペクト・エナジー・マネジメント

本社 東京都渋谷区

株式会社プロスペクトバイオマス

本社 東京都渋谷区

(注) プロスペクト・アセット・マネージメント(チャンネル・アイランド)リミテッド及びプロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド(両社ともに本社 英国領チャンネル諸島)は、アセットマネジメント事業からの撤退に伴い、当事業年度中に解散致しました。

## (9) 使用人の状況(2020年3月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
82名	6名減

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38名	3名減	47歳0ヵ月	14年2ヵ月

(注) 「使用人数」は就業人員であり、臨時使用人を含んでおりません。

## (10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社ササキハウス	80百万円	100.0%	戸建住宅の建築請負並びにリフォーム工事等
プロスペクト・アセット・マネージメント・インク	115千米ドル	100.0%	ハワイにおける不動産の調査、投資、管理
株式会社プロスペクト・エナジー・マネジメント	10百万円	100.0%	再生可能エネルギー事業に係る助言代理及び業務請負等
株式会社プロスペクトバイオマス	41百万円	100.0%	自然エネルギー発電に係る運営管理等

(注) プロスペクト・アセット・マネージメント(チャネル・アイランド)リミテッド及びプロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッドはアセットマネジメント事業からの撤退に伴い、当事業年度中に解散致しました。

(11) 主要な借入先の状況(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入金残高
シンジケートローン(注)	6,700,000
株式会社静岡中央銀行	4,491,555

(注) シンジケートローンは、株式会社りそな銀行を幹事とする下記7社の協調融資によるものであります。

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	3,800,000
株式会社千葉銀行	800,000
株式会社第四銀行	700,000
株式会社徳島大正銀行	500,000
株式会社みなと銀行	500,000
株式会社常陽銀行	300,000
株式会社武蔵野銀行	100,000

## 2. 会社の株式の状況(2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 870,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 447,090,984株(うち自己株式2,780,152株)
- (3) 株主数 22,608名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
西 村 浩	39,384,500	8.86%
伸 和 工 業 株 式 会 社	19,199,200	4.32
ジ ャ パ ン ポ ケ ッ ト 株 式 会 社	18,796,100	4.23
ユ ー ロ ク リ ア ー バ ン ク エ ス エ ー エ ヌ ブ イ	9,333,023	2.10
藤 澤 信 義	7,530,500	1.69
堤 政 夫	5,000,000	1.13
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	4,922,500	1.11
内 山 賢 一	4,187,400	0.94
有 限 会 社 ト プ ス	3,870,100	0.87
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	3,130,900	0.70

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(2,780,152株)を控除して計算しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入によって表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	
発行決議日		2013年10月18日	2015年12月16日	2018年6月28日	
新株予約権の数		1,970,000個	2,138個	3,100個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,970,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 2,138,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 3,100,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	
新株予約権の払込額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個につき100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 4		新株予約権1個当たり55円 (1株当たり 55円)	新株予約権1個当たり48,000円 (1株当たり 48円)	新株予約権1個当たり49,000円 (1株当たり 49円)	
権利行使期間		2015年10月19日から 2023年10月18日まで	2017年12月17日から 2025年12月16日まで	2019年4月1日から 2029年3月31日まで	
行使の条件		(注) 1	(注) 2	(注) 3	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 1,470,000個 目的となる株式数 1,470,000株 保有者数 3人	新株予約権の数 2,138個 目的となる株式数 2,138,000株 保有者数 3人	新株予約権の数 3,100個 目的となる株式数 3,100,000株 保有者数 2人
		社外 取締役 (注) 5	新株予約権の数 100,000個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1人	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1人
	取締役 (監査等委員) (注) 5	新株予約権の数 400,000個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1人	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1人	

- (注) 1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位、当社の監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役又は監査役の任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。  
 ②その他の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. ①本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員の何れもの地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の都合による場合はこの限りでない。  
 ②本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。  
 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
 ④各本新株予約権1個未滿の行使を行うことはできない。
3. ①東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値に關して、行使期間中における連続する21取引日の平均値が、当該時点において有効な行使価額に20%を乗じた価格を下回った場合、その翌日以降、当該時点において有効な行使価額に45%を乗じた価格(1円未滿の端数は切り上げる。)をもって行使価額とし、新株予約権者は、行使期間の末日までに、保有する全ての本新株予約権を行使しなければならない。ただし、以下のいずれかの場合を除く。  
 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合  
 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合  
 (c) 当社株式の上場廃止、当社について法的倒産手続の開始その他本新株予約権の発行日において前提とされていた事情から重大な変更が生じた場合

- ②本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合、当該本新株予約権を行使することができない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 2017年7月28日付で行った当社普通株式の発行により、調整された「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を記載しております。
- 5. 取締役（監査等委員を除く社外取締役）及び取締役（監査等委員）保有分は、新株予約権発行時に当社監査役の地位にあった時に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2020年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 端 正 人	グループ最高経営責任者
専 務 取 締 役	飯 田 光 晴	再生可能エネルギー事業部門・不動産事業部門担当
常 務 取 締 役	ドミニク・ ヘンダーソン	海外事業部門担当 株式会社あかつき本社取締役
取 締 役	トーマス・R・ ゼンゲージ	パシフィック・コミュニケーターズ・インク 代表 株式会社インベスター・インパクト 代表取締役会長兼CEO
取 締 役 (監査等委員・常勤)	築 島 秋 雄	税理士
取 締 役 (監査等委員)	市 川 祐 生	弁護士 株式会社カチタス 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	松 藤 齊	公認会計士 日本特殊塗料株式会社社外監査役 D&F ロジスティクス投資法人監督役員
取 締 役 (監査等委員)	宇 都 見 友 則	公認会計士 宇都見公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 当社は、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役トーマス・R・ゼンゲージ、築島秋雄、市川祐生の各氏は任期満了により退任し、トーマス・R・ゼンゲージ氏は取締役に、築島秋雄、市川祐生の両氏が監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役トーマス・R・ゼンゲージ並びに取締役（監査等委員）築島秋雄、市川祐生、松藤斉及び宇都見友則の5氏は、社外取締役であります。
3. 取締役トーマス・R・ゼンゲージ並びに取締役（監査等委員）築島秋雄、市川祐生、松藤斉及び宇都見友則の5氏を、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために築島秋雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役（監査等委員）築島秋雄氏は税理士資格、市川祐生氏は弁護士資格、松藤斉及び宇都見友則の2氏は公認会計士資格を有しており、それぞれ専門家として税務・法律・財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員 名	報酬等の額 千円
取 締 役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6 (2)	114,125 (4,500)
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	20,700 (20,700)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (3)	5,100 (5,100)
合 計 （うち社外役員）	13 (9)	139,925 (30,300)

- (注) 1. 支給人員数につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は10名（うち社外役員6名）であります。
2. 上表には、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）を含めております。なお当社は、2019年6月27日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。退任監査役3名につきましては、1名が取締役、2名が監査等委員である取締役に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、同総会以後在任期間分は取締役及び監査等委員である取締役に含めて記載しております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第114回定時株主総会において、年額8億88百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会において、年額2億30百万円以内（うち社外取締役の報酬は年額12百万円以内）と決議いただいております。
4. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、1996年6月27日開催の第95回定時株主総会において、年額36百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会において、年額28百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、期間費用として引当計上した役員退職慰労金32,865千円及び役員賞与5,600千円を含んでおります。また、上記の報酬等の総額のほか、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して、役員退職慰労金110,370千円に加えて20%の功労金を加算した132,444千円を支給しております。
6. 2019年2月より確定拠出年金の拠出を開始しており、その掛金を含めて記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	当該他の法人等との関係
取 締 役	トーマス・R・ゼンゲージ	パシフィック・コミュニケーションターズ・インク	代表	重要な取引その他の関係はございません。
		株式会社インベスター・インパクト	代表取締役会長兼CEO	重要な取引その他の関係はございません。
監査等委員	築 島 秋 雄	—	—	—
監査等委員	市 川 祐 生	株式会社カチタス	社外監査役	重要な取引その他の関係はございません。
監査等委員	松 藤 齊	日本特殊塗料株式会社	社外監査役	重要な取引その他の関係はございません。
		D&Fロジスティクス投資法人	監督役員	重要な取引その他の関係はございません。
監査等委員	宇 都 見 友 則	宇都見公認会計士事務所	代表	重要な取引その他の関係はございません。

## ② 社外役員の名な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	トーマス・R・ゼンゲージ	<p>当事業年度開催の取締役会23回のうち、監査役として7回、取締役として16回の全てに出席し、主にI R/E S Gコンサルティング業界における専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な意見を適宜述べております。</p> <p>当事業年度開催の監査役会6回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	築島秋雄	<p>当事業年度開催の取締役会23回のうち、監査役として7回、監査等委員である取締役として16回の全てに出席し、金融業界・不動産業界等で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会、経営会議等の重要な会議において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な意見を適宜述べております。</p> <p>当事業年度開催の監査役会6回の全て、監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	市川祐生	<p>当事業年度開催の取締役会23回のうち、監査役として7回、監査等委員である取締役として16回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な意見を適宜述べております。</p> <p>当事業年度開催の監査役会6回の全て、監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	松藤 齊	<p>当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な意見を適宜述べております。</p> <p>当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	宇都見友則	<p>当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な意見を適宜述べております。</p> <p>当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

(注) 取締役(監査等委員)松藤齊及び宇都見友則の両氏は、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項で規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

四谷監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました監査法人ハイビスカスは、2019年6月27日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

	四谷監査法人	監査法人 ハイビスカス
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,000千円	35,335千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円	35,335千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。  
3. 当社の重要な子会社のうち、プロスペクト・アセット・マネージメント・インクについては当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

#### ① 決議方法

以下の具体的事象に該当した際、株主総会に上程いたします。ただし、②ア. b. からd. までの場合で、監査等委員会の解任決議のあったときは、株主総会に報告いたします。

#### ② 具体的事象

##### ア. 解任

- 会計監査人が法定の資格要件を欠いたとき。
- 会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- 会計監査人が、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 監査の品質等に著しい低下が認められ、職務の適正な執行が期待できないと判断されたとき。
- その他、上記に準ずる事象が判明したとき。

##### イ. 不再任

- 会計監査人の職務の執行が適正に行われることを確保するための体制等に重要な不備、欠陥が認められたとき。
- 継続監査年数が長期に亘り、会計監査人の独立性に重大な疑義が発生するおそれが生じたとき。ただし、交代に伴う会計監査人の知識・経験の中断、コスト、実務上の困難性等も考慮の上慎重に検討いたします。
- 当会社又は会計監査人の経営に係る基本態様等が変化し、当該会計監査人を再任することが不合理であると認められたとき。
- その他、上記に準ずる事象が判明したとき。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人四谷監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社と会計監査人四谷監査法人は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項で規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範において法令、定款及びコンプライアンス・マニュアルの厳格な実践を規定する。
  - イ. 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び職務分掌に基づいて職務を執行する。
  - ウ. 取締役は、3ヵ月に1回以上、職務執行の状況を取締役に報告する。
  - エ. 社外取締役を継続しておくことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図る。
  - オ. 利益相反取引及び非通例的な取引については、監査等委員会及び取締役会においてそれぞれ承認を必要とする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
重要な書類については、社内規程に基づいて、保存年限を定め適切に保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. リスク管理規程により、各部門（子会社を含む）における業務上のリスクを、市場リスク、事業リスク、災害リスク等に識別・分析・管理し、総務部は、所管部所からの報告及びモニタリングを通じて管理方法等を統括する。
  - イ. 総務部長は、リスク管理に係る情報を、社長及び監査等委員会に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア. 当社及び当社グループ全体に影響を及ぼす経営に係わる重要事項については、常勤取締役及び執行役員等により構成する経営会議において審議、決定する経営体制をとる。
  - イ. 社内規程で職務分掌及び職務権限を定め、取締役会で定められた取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとる。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 経営理念において、会社が目指すべき方向を明確化するとともに、規範においてコンプライアンスの厳格な実践を規定する。
  - イ. 業務の適正性を確保するため、コンプライアンス及びリスク管理の推進を総務部が、内部統制の運用状況のモニタリングを監査室が行う。
  - ウ. コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス・マニュアルの配付等により、使用人が経営理念、社内規程、法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための指針を明らかにする。

- エ. 外部弁護士と連携したコンプライアンス相談窓口を設置し、使用人が、社内規程、法令、定款及び社会規範等に反する行為を発見したときの内部通報制度を構築しており、その適切な運用とコンプライアンス上疑義ある行為の未然防止に努める。
- ⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 関連会社管理規程を定め、子会社の取引内容を確認するとともにその経営内容を的確に把握する等、適切に管理を行う。
  - イ. 状況に応じて子会社の取締役及び監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況につき監視及び監督を行う。
  - ウ. 当社の監査等委員及び内部監査部門は、必要に応じて子会社業務について監査を行う。
  - エ. 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い決定する。
- ⑦ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 監査等委員は、その職務の執行のために必要がある場合は、監査室に所属する使用人に調査を委嘱し、報告を求めることができる。
- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 監査室に所属する重要な使用人の任免異動等については、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、その独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に努める。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制
- ア. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正の行為の事実又は会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
  - イ. コンプライアンス相談窓口を利用して行われた通報の内容が、業務又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるときは、遅滞なくその事実を監査等委員会に報告することとする。
  - ウ. 当社及び子会社の法令違反行為や不正行為に関する通報を行った者が、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
  - エ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 常勤監査等委員は、経営会議及びその他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。また、重要な議事録、稟議書を都度監査等委員に回覧する。



- イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対し、毎月の事業の状況及び四半期ごとの決算の状況を必要に応じ報告し、また、聴取を受ける。
  - ウ. コンプライアンス相談窓口を利用して行う通報の内容が、会計・会計の内部統制・監査に関連する事項の場合は、直接、監査等委員に対し通報することができる。
  - エ. 監査室長は、監査等委員会に対し、内部監査計画及び監査実施結果を報告する。
  - オ. 監査等委員会は、会計監査人から監査計画の説明を受け、また、必要に応じ監査実施状況の聴取を行うこととしている。
  - カ. 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- ア. 当社及び子会社は反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力排除に向け「役職員行動倫理規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を指針とし、それらを役員及び従業員に周知徹底する。
  - イ. 反社会的勢力に関する対応については、警察当局及び外部機関との密な連携を図り不測の事態に備える体制を整えることとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、每期内部統制の整備及び運用状況の評価し、その適正性について外部監査人による監査を実施しております。また、統制レベルを維持、強化する目的から、監査室による当社及び関連会社の監査を每期実施しており、必要に応じ、経営者及び取締役会並びに監査等委員会に報告しております。

当事業年度において、元執行役員による情報漏えいの疑いが発覚したため、当社は当執行役員を解任いたしました。今後はより一層、当社グループ全役員に対し、法令、定款及びコンプライアンス・マニュアルの厳格な実践を求め、再発防止に向け取り組んでおります。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けております。将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的、継続的な配当を維持することを基本とし、業績も考慮した配当を実施することを基本方針としております。

前連結会計年度は誠に遺憾ながら無配とさせていただきましたが、当連結会計年度につきましては、業績などを総合的に検討いたしました結果、年間配当金は1株につき1円を予定しております。

なお今後につきましては、新たに策定した中期経営計画に基づき、株主還元方針として配当性向と自己株式取得を合わせた総還元性向を50%とすることを目標としております。

しかしながら、新型コロナウイルスによる感染拡大の状況に応じて、当社の業績に影響が生じた場合は上記方針を変更する可能性があります。

---

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>29,764,089</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>14,394,752</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,598,713</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,329,749</b>
現金及び預金	5,080,700	支払手形及び買掛金	36,932
受取手形及び売掛金	174,807	工事未払金	196,243
完成工事未収入金	13,106	短期借入金	1,510,900
有価証券	10,000	1年内償還予定の社債	24,000
販売用不動産	1,795,151	1年内返済予定の長期借入金	2,034,266
仕掛販売用不動産	2,037,029	未払法人税等	76,758
開発用不動産	260,171	未成工事受入金	172,572
未成工事支出金	154,600	賞与引当金	44,578
原材料及び貯蔵品	4,682	役員賞与引当金	5,600
その他	1,068,463	完成工事補償引当金	3,300
<b>固 定 資 産</b>	<b>19,165,375</b>	その他	224,598
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,838,907</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,065,003</b>
建物	249,234	社 債	24,000
機械装置及び運搬具	8,928,028	長期借入金	9,186,237
工具、器具及び備品	2,796	退職給付に係る負債	163,568
土地	487,962	役員退職慰労引当金	35,710
リース資産	3,634	資産除去債務	284,910
建設仮勘定	167,252	その他	370,576
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>610,162</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>15,369,336</b>
のれん	372,225	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,493,674</b>
ソフトウェア	9,653	資 本 金	12,086,958
その他	228,283	資 本 剰 余 金	1,979,761
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>8,716,306</b>	利 益 剰 余 金	2,567,374
投資有価証券	3,273,965	自 己 株 式	△140,420
出 資 金	2,064,612	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>△1,654,979</b>
長期貸付金	2,711,133	その他有価証券評価差額金	△1,642,377
繰延税金資産	156,359	為替換算調整勘定	△12,601
その他	706,129	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>530,641</b>
貸倒引当金	△195,894	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>29,764,089</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>29,764,089</b>		

# 連結損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		6,731,412
売上原価		5,936,478
売上総利益		794,933
販売費及び一般管理費		2,076,072
営業外損失		1,281,138
営業外収入		1,238,302
受取利息	78,645	
受取配当	243,019	
持分法による投資利益	17,561	
出資運用利益	100,661	
匿名組合投資利益	71,193	
受取事務手数料	2,200	
受償債権取戻	135,943	
貸倒引当金の戻入	560,888	
その他	28,189	
営業外費用		392,621
支払利息	191,155	
有価証券評価損	195	
借入替差	124,064	
その他	55,280	
経常損失		21,924
特別損失		435,457
固定資産売却益	3,324	
新株予約権戻入	16,651	
投資有価証券売却益	400,332	
役員賞与返上	64,098	
受取保険金	29,215	
関係会社清算	5,976	
関係会社出資売却	694,621	
その他	8,238	
特別損失		1,222,458
固定資産除却損	0	
投資有価証券売却損	26,070	
関係会社清算損	434,044	
災害による損失	26,491	
出資金評価損	26,491	
匿名組合損益分配前当期純利益	3,331	489,937
匿名組合損益分配額	5,614	297,063
税金等調整前当期純利益		5,614
法人税、住民税及び事業税	86,777	291,448
法人税等調整額	△33,102	53,674
当期純利益		237,773
親会社株主に帰属する当期純利益		237,773

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	12,086,958	10,217,645	△5,908,282	△140,420	16,255,901
当連結会計年度変動額					
欠 損 填 補		△8,237,883	8,237,883		-
親会社株主に帰属する 当期純利益			237,773		237,773
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△8,237,883	8,475,657	△0	237,773
当連結会計年度末残高	12,086,958	1,979,761	2,567,374	△140,420	16,493,674

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	-	△158,919	△158,919	547,293	94,423	16,738,698
当連結会計年度変動額						
欠 損 填 補						-
親会社株主に帰属する 当期純利益						237,773
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△1,642,377	146,317	△1,496,060	△16,651	△94,423	△1,607,135
当連結会計年度変動額合計	△1,642,377	146,317	△1,496,060	△16,651	△94,423	△1,369,362
当連結会計年度末残高	△1,642,377	△12,601	△1,654,979	530,641	-	15,369,336

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 11社

主要な連結子会社の名称

株式会社ササキハウス

株式会社プロスペクト・エナジー・マネジメント

プロスペクト・アセット・マネージメント・インク

当連結会計年度における連結範囲の異動は増加2社、減少11社であります。

当連結会計年度から、新規設立により合同会社プロスペクト寄居を連結の範囲に含めております。また、合同会社SOLAER ONCEの持分を取得したため連結の範囲に含めております。

プロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド及びプロスペクト・アセット・マネージメント(チャネル・アイランド)リミテッドは清算が終了したことに伴い、前連結会計年度において連結子会社でありました海外子会社6社について、連結の範囲より除外しております。また、合同会社朝来メガソーラー他合同会社4社を売却したため、連結の範囲より除外しております。なお、連結の範囲から除外するまでの期間損益は連結損益計算書に含めております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社数 1社

主要な会社名 RFP Wood Pellets, LLC

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社

該当事項はありません。

##### (3) 持分法適用会社は決算日が連結決算日と異なっていますが、会社の事業年度に係る財務諸表を利用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、プロスペクト・アセット・マネージメント・インクの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、匿名組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日における最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## たな卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産、開発用不動産及び未成工事支出金  
……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に  
基づく簿価切下げの方法により算定）

## 原材料及び貯蔵品

……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低  
下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### 有形固定資産（リース資産を除く）

……………当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。  
但し、建物は主として定額法によっております。

なお、建物については、1998年度の税制改正により耐用  
年数の短縮が行われておりますが、改正前の耐用年数を  
継続して適用しております。また、2016年4月1日以降  
に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法  
によっております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～47年
機械装置及び運搬具	6～17年
工具、器具及び備品	4～20年

### 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内  
における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法  
によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………金銭債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につい  
ては貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特  
定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不  
能見込額を計上しております。

賞与引当金……………執行役員及び従業員への賞与支給に充てるため、支給見  
込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金……………役員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計  
上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事に係る無償で行う補修費用に備えるため、当連  
結会計年度末以前の引渡工事について、過去の実績率に  
基づく補償見込額のほか、当該費用を合理的に見積もる  
ことが可能な特定個別工事に対しては、将来の補償見  
込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員及び執行役員への退職慰労金の支給に備えるため、  
内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、当社においては、確定拠出型の制度を設けております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5～15年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜きの会計処理を行っております。

また、たな卸資産等に係る控除対象外消費税等は、当期の負担すべき期間費用として処理しております。

**連結貸借対照表に関する注記**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 849,466千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

現金及び預金 1,891,818千円

売掛金 126,646千円

販売用不動産 964,571千円

仕掛販売用不動産 1,583,888千円

開発用不動産 235,566千円

建物 10,202千円

機械装置 8,922,859千円

土地 9,511千円

建設仮勘定 167,252千円

上記に対する担保付債務 12,518,883千円

上記のほか、連結上消去されている出資金（186,010千円）及び機械装置等の保険請求権を担保に供しております。

このほかに、信用保証会社に対する手付金保証のため、差入保証金（投資その他の資産）24,500千円及び関連会社の取引保証のため定期預金163,245千円を担保に供しております。また、有価証券10,000千円を営業保証供託金として差し入れております。

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。



当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	330,000	千円
借入実行残高	20,000	千円
差引額	310,000	千円

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末における発行済株式の数  
普通株式 447,090,984株
- 当連結会計年度末における自己株式の数  
普通株式 2,780,152株
- 配当に関する事項
  - 配当金支払額  
該当事項はありません。
  - 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2020年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
    - 株式の種類  
普通株式
    - 配当金の総額  
444,309千円
    - 配当源資  
利益剰余金
    - 1株当たり配当額  
1円
    - 基準日  
2020年3月31日
    - 効力発生日  
2020年6月30日
- 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 207,198,646株

### 金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に関する取組方針  
当社グループは、不動産販売事業における用地等の仕入計画、並びに再生可能エネルギー事業等における設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は短期的な預金等で運用しております。また、デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。
  - 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制  
営業債権である受取手形及び売掛金、完成工事未収入金並びに長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。これらのリスクについては、顧客企業の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。  
有価証券は、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、満期保有目的の債券については、日本の国債であるため信用リスクは僅少であり、株

式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに工事未払金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は主に用地取得や設備投資に係る事業資金調達であり、返済日は決算日後、最長で17年以内であります。

また当社グループでは、各部所からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位 千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*2)	時価 (*2)	差額
(1) 現金及び預金	5,080,700	5,080,700	—
(2) 受取手形及び 売掛金	174,807	174,807	—
(3) 完成工事未収入金	13,106	13,106	—
(4) 有価証券	10,000	10,000	—
(5) 投資有価証券	3,170,998	3,170,998	—
(6) 長期貸付金	199,607	199,607	—
貸倒引当金 (*1)	△195,894	△195,894	—
	3,713	3,713	—
資産計	8,453,326	8,453,326	—
(7) 支払手形及び 買掛金	(36,932)	(36,932)	—
(8) 工事未払金	(196,234)	(196,234)	—
(9) 短期借入金	(1,510,900)	(1,510,900)	—
(10) 1年内償還予定 の社債	(24,000)	(23,991)	△8
(11) 1年内返済予定 の長期借入金	(2,034,266)	(2,034,076)	△189
(12) 社債	(24,000)	(23,605)	△394
(13) 長期借入金	(9,186,237)	(9,178,637)	△7,599
負債計	(13,012,578)	(13,004,386)	△8,192

(\*1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 完成工事未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 投資有価証券

有価証券の時価については、債券は発行体から提示された価格、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価格によっております。

(6) 長期貸付金

長期貸付金のうち貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から現在の貸倒引当金を控除した額に近似しており、当該帳簿価額によっております。

(7) 支払手形及び買掛金、(8) 工事未払金、(9) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10) 1年内償還予定の社債、(11) 1年内返済予定の長期借入金、(12) 社債、

(13) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 千円)

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	2,064,612
投資有価証券（非上場株式）	102,967
長期貸付金	2,511,526

出資金及び投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。また、長期貸付金については、貸付先の事業展開の状況を踏まえて返済期限を決定することとなっているため現時点では割引現在価値の算定が困難であることから、時価開示の対象としておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸用マンション等を有しております。

なお、賃貸オフィスビル等の一部については、一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 千円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	187,519	234,004
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	73,379	199,642

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」等に基づいて自社で算定した金額であります。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	33円40銭
1株当たり当期純利益	0円54銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社プロスペクト  
取締役会 御中

四 谷 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	石 井 忠 弘	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	田 口 邦 宏	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロスペクトの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロスペクト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>20,045,361</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>4,435,514</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,739,175</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,152,606</b>
現金及び預金	3,631,395	工事未払金	34,703
売掛金	821	短期借入金	1,490,900
有価証券	10,000	1年内償還予定の社債	14,000
販売用不動産	1,714,313	1年内返済予定の長期借入金	1,375,020
仕掛販売用不動産	2,037,029	未払金	18,765
開発用不動産	260,171	未払費用	96,600
前払費用	62,268	未払法人税等	51,758
未収入金	270,992	前受金	10,485
立替金	334,718	預り金	29,456
その他	417,463	賞与引当金	25,318
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,306,186</b>	役員賞与引当金	5,600
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>504,452</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,282,908</b>
建物	182,499	社 債	9,000
工具、器具及び備品	331	長期借入金	1,009,000
土地	321,622	退職給付引当金	161,244
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>7,333</b>	役員退職慰労引当金	35,710
ソフトウェア	7,333	長期預り保証金	2,508
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>10,794,400</b>	その他	65,445
投資有価証券	3,172,998	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>15,609,847</b>
その他の関係会社有価証券	231,798	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,678,067</b>
関係会社株式	570,739	資 本 金	12,086,958
出 資 金	1,773,978	資 本 剰 余 金	3,382,543
関係会社出資金	2,144,554	資 本 準 備 金	3,382,543
長期貸付金	195,894	利 益 剰 余 金	1,348,986
関係会社貸付金	2,511,526	その他利益剰余金	1,348,986
従業員に対する長期貸付金	3,713	繰越利益剰余金	1,348,986
長期前払費用	3,721	<b>自 己 株 式</b>	<b>△140,420</b>
差入保証金	25,500	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△1,741,462</b>
繰延税金資産	116,400	その他有価証券評価差額金	△1,741,462
その他	239,470	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>673,241</b>
貸倒引当金	△195,894		
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,045,361</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>20,045,361</b>

## 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位 千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,605,905
売 上 原 価		3,660,556
売 上 総 利 益		945,349
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,453,472
営 業 損 失		508,123
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	226,587	
受 取 配 当 金	184,320	
出 資 金 運 用 益	100,661	
匿 名 組 合 投 資 利 益	122,400	
受 取 事 務 手 数 料	2,200	
償 却 債 権 取 立 益	135,943	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,423,605	
雑 収 入	35,257	2,230,975
営 業 外 費 用		
社 債 利 息	151	
支 払 利 息	61,756	
有 価 証 券 評 価 損 失	195	
借 入 手 数 料	8,913	
為 替 差 損 失	60,390	
雑 損 失	86,144	217,551
経 常 利 益		1,505,300
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	16,651	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	731,380	
役 員 賞 与 返 上 益	64,098	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	646,657	
そ の 他	14,214	1,473,002
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	1,523,340	
関 係 会 社 清 算 損 失	21,190	
そ の 他	2,540	1,547,071
税 引 前 当 期 純 利 益		1,431,231
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	22,274	
法 人 税 等 調 整 額	59,970	82,245
当 期 純 利 益		1,348,986



**株主資本等変動計算書**  
 ( 2019年4月1日から  
 2020年3月31日まで )

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	12,086,958	10,945,323	675,103	11,620,426	83,651	△8,321,534	△8,237,883
当 期 変 動 額							
欠 損 填 補		△7,562,779	△675,103	△8,237,883	△83,651	8,321,534	8,237,883
当 期 純 利 益				—		1,348,986	1,348,986
自己株式の取得				—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	△7,562,779	△675,103	△8,237,883	△83,651	9,670,521	9,586,869
当 期 末 残 高	12,086,958	3,382,543	—	3,382,543	—	1,348,986	1,348,986

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△140,420	15,329,082	—	—	689,893	16,018,975
当 期 変 動 額						
欠 損 填 補		—				—
当 期 純 利 益		1,348,986				1,348,986
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,741,462	△1,741,462	△16,651	△1,758,113
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,348,985	△1,741,462	△1,741,462	△16,651	△409,128
当 期 末 残 高	△140,420	16,678,067	△1,741,462	△1,741,462	673,241	15,609,847

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

関係会社株式及び関係会社出資金

……………移動平均法による原価法

なお、匿名組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日における最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、匿名組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日における最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び開発用不動産

……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

執行役員及び従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜きの会計処理を行っております。

また、たな卸資産等に係る控除対象外消費税等は、当期の負担すべき期間費用として処理しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 122,560千円
2. 担保資産及び担保付債務  
担保に供している資産
- |             |             |
|-------------|-------------|
| 現金及び預金      | 1,650,000千円 |
| 販売用不動産      | 964,571千円   |
| 仕掛販売用不動産    | 1,583,888千円 |
| 開発用不動産      | 235,566千円   |
| 建物          | 10,202千円    |
| 土地          | 9,511千円     |
| 上記に対する担保付債務 | 3,746,900千円 |
- なお、上記担保のほか、信用保証会社に対する手付金保証のため、差入保証金24,500千円及び関係会社の取引保証のため定期預金163,245千円を担保に供しております。また、有価証券10,000千円を営業保証供託金として差し入れております。
3. 保証債務残高  
以下の関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 合同会社プロスペクト山武西   | 403,244千円   |
| 合同会社プロスペクト山武南   | 578,000千円   |
| 合同会社プロスペクト成田神崎  | 6,700,000千円 |
| 合同会社プロスペクト陸前高田  | 248,184千円   |
| 合同会社プロスペクト寄居    | 351,555千円   |
| 合同会社SOLAER ONCE | 491,000千円   |

4. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	618,530千円
長期金銭債権	4,415,617千円
短期金銭債務	164千円

#### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	15,979千円
営業取引以外の取引高	453,536千円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数                      普通株式              2,780,152株  
(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り34株による増加分であります。

#### 税効果会計に関する注記

##### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	4,256,344千円
固定資産減損損失	133,383千円
未払事業税	15,477千円
賞与引当金	7,752千円
子会社株式評価損	8,853千円
退職給付引当金	49,373千円
役員退職慰労引当金	10,934千円
貸倒引当金	59,982千円
在庫評価減	39,561千円
その他	477,781千円
繰延税金資産小計	5,059,445千円
評価性引当額	△4,943,045千円
繰延税金資産合計	116,400千円

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税等均等割	0.1%
評価性引当額の増減	△52.6%
外国税額	1.1%
控除不能源泉税	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.4%
繰越欠損金の期限切れ	26.7%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.7%

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 プロスペクト バイオマス	東京都 渋谷区	41,000	再生可能エ ネルギー 事業	100%	資金の 援助	資金の 貸付	904,000	長期 貸付金	2,511,526
									長期未 収収益	217,330
子会社	合同会社 プロスペクト 成田神崎	東京都 渋谷区	3,000	再生可能 エネルギー 事業	100%	債務 保証	債務保証	6,700,000	-	-
							匿名組合 出資	700,000		
子会社	合同会社 プロスペクト 山武南	東京都 渋谷区	10	再生可能 エネルギー 事業	100%	債務 保証	債務保証	578,000	-	-
子会社	合同会社 SOLAER ONCE	東京都 渋谷区	60	再生可能 エネルギー 事業	100%	債務 保証	債務保証	491,000	-	-
子会社	合同会社 プロスペクト 山武西	東京都 渋谷区	10	再生可能 エネルギー 事業	100%	債務 保証	債務保証	403,244	-	-
子会社	合同会社 プロスペクト 寄居	東京都 渋谷区	10	再生可能 エネルギー 事業	100%	債務 保証	債務保証	351,555	-	-
子会社	合同会社 プロスペクト 陸前高田	東京都 渋谷区	50	再生可能 エネルギー 事業	100%	債務 保証	債務保証	248,184	-	-
子会社	プロスペクト ・アセット・ マネージメン ト・インク	米国 ハワイ 州	115千 米ドル	アセット マネジメ ント事業	100%	資金の 援助	-	-	短期 貸付金	272,075

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等は一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、当該債務保証につ  
いて、保証料の支払は行っておりません。

### 1株当たり情報に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 33円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 3円04銭  |

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

該当事項はありません。

---

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社プロスペクト  
取締役会 御中

四 谷 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	石 井 忠 弘	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	田 口 邦 宏	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロスペクトの2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③当社は2019年6月27日開催の第118回定時株主総会の決議により、2019年6月27日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。本事業年度開始日（2019年4月1日）から同年6月26日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社プロスペクト 監査等委員会

監査等委員	築島	秋雄	Ⓔ
監査等委員	市川	祐生	Ⓔ
監査等委員	松藤	斉	Ⓔ
監査等委員	宇都見	友則	Ⓔ

(注) 監査等委員築島 秋雄、市川 祐生、松藤 斉及び宇都見友則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的、かつ継続的な配当を維持することを基本とし、業績も考慮した配当を実施することを基本方針としております。

なお今後につきましては、新たに策定した中期経営計画において、株主還元方針として配当性向と自己株式取得を合わせた総還元性向を50%とすることを目標としております。

株主の皆様には、前期第118期におきましては無配とさせていただき、大変ご迷惑をおかけして申し訳なく存じております。全社をあげて業績の回復に努めてまいりました結果、第119期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して、配当の体制が整ったものと判断し、以下のとおり復配いたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき1円 総額 444,310,832円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月30日
- (4) 剰余金の配当の支払開始日  
2020年7月1日

## 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役草深多計志及び大倉健嗣の両氏は辞任により退任されますので、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名	略歴	保有株式
1 ※	あき の しげ よし 浅野 樹美 (1970年3月4日生)	1994年4月 東京ガス株式会社入社 2004年9月 アイリバー・ジャパン株式会社入社 2005年4月 同社取締役最高執行責任者 2006年4月 同社代表取締役社長 2006年10月 株式会社iriver japan (現株式会社アユート) 代表取締役社長 2009年7月 株式会社ウェッジホールディングス執行役員 経営管理本部長 2009年12月 同社取締役経営管理本部長 2010年9月 合同会社エグセレンデ代表社員 (現任) 2012年1月 Jトラスト株式会社入社 社長室長 2013年10月 JTRUST ASIA PTE. LTD. 取締役 2014年9月 LCD Global Investment LTD (現AF Global Limited.) 取締役 2015年6月 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA理事兼Jトラスト株式会社取締役常務執行役員 東南アジア事業担当兼経営企画部企画部門担当 2016年4月 PT Group Lease Finance Indonesia理事 2016年6月 Jトラスト株式会社取締役常務執行役員 東南アジア事業担当兼経営企画部企画部門担当兼 PT Bank JTrust Indonesia Tbk. 理事 2017年4月 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事 2018年9月 PT Bank JTrust Indonesia Tbk代表取締役社長 2019年6月 PT Bank JTrust Indonesia Tbk代表取締役副社長	0株
2 ※	きく ち まさ みつ 菊池 正光 (1968年8月30日生)	1991年4月 株式会社太陽神戸三井銀行 (現株式会社三井住友銀行) 2016年11月 Jトラスト株式会社財務部次長 (現任)	0株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者浅野樹美及び菊池正光の両氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由

浅野樹美氏は、上場企業の経営企画部門に永年携わり、その豊富な経験と専門性に高い知識に基づくグローバルで多様な視点で経営を監視、監督いただくため監査等委員である取締役候補者として提案いたします。

菊池正光氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが長年の金融業界における豊富な経験と専門性と高い知見に基づくグローバルで多様な視点で、経営を監視、監督いただくため監査等委員である取締役候補者として提案いたします。

(2) 当社と社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、浅野樹美及び菊池正光氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で規定する最低責任限度額とします。

5. 浅野樹美及び菊池正光の両氏は、社外取締役候補者であり、両氏が選任された場合は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。







メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.





メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

## 定時株主総会会場ご案内

会場 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目10番9号  
更生保護会館 4階会議室  
電話：03（3356）5721（代表）

### ◎ご案内図



### ◎交通ご案内

JR「千駄ヶ谷駅」より徒歩7分  
都営地下鉄大江戸線「国立競技場駅」より徒歩7分  
JR・都営地下鉄大江戸線「代々木駅（西口）」より徒歩9分

なお、駐車場がありませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

### ◎お問合せ先

当社総務部  
電話：03（3470）8411（代表）